

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、福岡県薬剤師国民健康保険組合同約第 13 条に基づき組合が実施する新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる被保険者のうち、療養のために労務に服することができない被保険者に対する傷病手当金の支給に関して必要な事項を定める。

(支給対象者)

第 2 条 新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときは、療養のために労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない被保険者。ただし、給与等の支払いを受けている被保険者に限られており、事業主又は役員等の給与等の支払いを受けていない被保険者に支給することはできない。

(支 給 額)

第 3 条 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。）の 3 分の 2 に相当する金額（その金額に、50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

(支給期間)

第 4 条 令和 2 年 1 月 1 日から理事長が別に定める日までの間で療養のため労務に服することができない期間。ただし、傷病手当金の支給開始日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第 5 条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受

けることができる給与等の額が、第3条の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第6条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合において、その受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により組合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(他の法令による給付との調整)

第7条 この規程による傷病手当金の支給は、同一の新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合について他の法令によりこれに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(支給の申請)

第8条 傷病手当金の支給を受けようとする被保険者又は代理人(以下「申請者」という。)は、新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金支給申請書(以下「申請書」という。)の次の全号を理事長に提出するものとする。

- (1) 申請書(世帯主記入用)
- (2) 申請書(被保険者記入用)
- (3) 申請書(事業主記入用)

2 新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに、医療機関を受診した場合は、申請書(医療機関記入用)も併せて理事長に提出しなければならない。

3 申請内容に疑義が生じた場合、理事長は申請者又は事業主に対し、確認書類等の提出を求めることができる。

(支給の決定)

第9条 申請書を受理したときは、理事長はすみやかに審査し、認定するものとする。

2 労務不能となった期間に入院が含まれている場合は、当該医療機関の診療報酬明細書によりその事実を確認すること。

(支給方法)

第 10 条 傷病手当金の支給方法は、申請者が予め指定した金融機関への振込みを原則とする。

(委任)

第 11 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規程は、福岡県知事の認可を受けた日から施行し、適用は令和 2 年 1 月 1 日に遡及する。